

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

アンカー 行動経済学のアンカリング効果。船の錨を下ろすように人の心がある数字に繋ぎ留められる現象です。100均のお客さんは「ここは全て100円」とアンカリングされ、値段に悩まずサクサクと買う。高級雑貨店のお客さんは「ここはお洒落な高級雑貨」とアンカリングされ、価格を受け入れて、商品を選ぶ。「結婚指輪は給料の3か月分が目安」も同様。真珠でも、ガラクタだった黒真珠は、今は高く取引されているが、イタリアの宝石商が、高い値札で豪華グラビア雑誌に全面広告したところ、ニューヨークのセレブが身に纏う超高級品として、世界でアンカリングされた。永井孝尚著、「なんでその価格で売れちゃうの？」PHP新書。

ヒント

税務**ミニガイド**

令和3年度税制改正によって、土地の売買による所有権の移転登記に関する登録免許税の税率について、登録免許税法に規定されている税率（1,000分の20）を1,000分の15とする軽減措置の適用期間を令和5年3月31日まで、2年間延長することとされました。



エゾシカの子供(北海道)

録形 久/オアシス

退職金に対する課税の改正

□退職金に対する課税の概要

退職金については、死亡退職金を除いて、退職所得として所得税（復興特別所得税を含みます）の課税対象となります。

退職所得については、一般的に過去の長期間にわたる勤労の対価の後払い的性質を有しており、退職後の生活の資に充てられるという性質を持つため、他の所得と比して税負担の軽減措置が図られています。

□退職所得に対する所得税の課税

退職所得に対する所得税は、次の方法で計算します。

(1)退職所得控除額の計算

勤続年数等に応じた退職所得控除額を計算します。

退職所得控除額は、

- ①勤続年数20年以下の場合は、40万円×勤続年数（最低80万円）
- ②勤続年数20年超の場合は、800万円+70万円×（勤続年数-20年）となります。

勤続年数の1年未満の端数は1年とします。

(2)課税退職所得金額の計算

退職金の支給額から、退職所得控除額をマイナスして、その残額を2分の1した額が、課税退職所得金額（千円未満の端数は切捨てます）となります。

(3)所得税額の計算

課税退職所得金額に税率を適用（具体的には速算表に当てはめて計算）します。その際、他に給与所得等があっても、合算しないで課税退職所得のみで計算します。

□特定役員退職手当等に対する計算方法

特定役員退職手当等に該当する場合は、「2分の1」規定の適用はありませんので、退職金の支給金額から退職所得控除額を控除した残額に税率を乗じて税額を計算することになります。

特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、次に掲げる者（役員等）としての勤続年数（役



○7月4日はアメリカの独立記念日。

大英帝国の植民地で、英国議会に代表を送ることができないのに、英国の税金を納める必要はない、というのが独立戦争の発端です。その独立宣言書を作った2代、3代大統領のアダムズとジェファーソンは、奇しくも、50回目の独立記念日の7月4日、ジェファーソンが83歳で、アダムズが90歳で同じ日に死亡した。



員等勤続年数、1年未満の端数は1年に切上げ）が5年以下である者が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

- ①法人税法上の役員
- ②国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③国家公務員及び地方公務員

□改正点

令和3年度税制改正により、短期退職手当等に該当するには、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合には、「2分の1」規定が適用されますが、300万円を超える場合には、300万円を超える部分については、「2分の1」規定は適用しないこととされました。

□短期退職手当等

短期退職手当等とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払いをする者から短期勤続年数（勤続年数のうち、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものをいう）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

□適用関係

この改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます。

令和3年地価公示をみる

地価公示法に基づき、国土交通省が適正な地価の形成に寄与するために、毎年1月1日時点における標準地の正常な価格を3月に公示しています。

この結果は、社会経済活動についての制度インフラとなっていますが、最新の地価公示について、その概要をまとめてみます。

1. 地価公示の主な役割5点

①一般の土地の取引に対して指標を与えること、②不動産鑑定基準となること、③公共事業用地の取引価格算定の基準となること、④土地の相続評価および固定資産税評価についての基準となること、⑤国土利用計画法による土地の価格審査の基準となることなどです。

2. 令和3年地価公示結果の概要

令和2年1月以降の1年間の地価について

は、次の4点にその概要はまとめられます。

①全国平均では、全用途平均は平成27年以来6年ぶりに下落に転じました。用途別では、住宅地は平成28年以来5年ぶりに、商業地は平成26年以来7年ぶりに下落に転じ、工業地は5年連続の上昇ですが上昇率が縮小しました。

②三大都市圏平均をみますと、全用途平均・住宅地・商業地はいずれも、平成25年以来8年ぶりに下落となり、工業地は7年連続上昇ですが、上昇率が縮小しました。

③地方圏をみますと、全用途平均・商業地は平成29年以来4年ぶりに、住宅地は平成30年以来3年ぶりに下落に転じて、工業地は4年連続の上昇ですが、上昇率は縮小しました。

④新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に弱含みとなっていますが、地価動向の変化の程度は用途や地域によって異なります。昨年からの変化は、用途別では商業地が住宅地より大きく、地域別では商業地が住宅地より大きく、地域別では、三大都市圏が地方圏より大きい結果となっています。

ナマの税務相談室

Q 本日は障害者が相続人の中にいる場合の税務上の取り扱いについてご指導受けたく参りました。

被相続人Aに配偶者B、長女C、次女D、さらにCの配偶者でAの養子Eの相続人がいます。ABCDEは同居しており同一生計の状態です。なお、Dは結婚しており夫と別の場所で生活しています。Dは障害者のため障害者控除の対象ですが、相続額が比較的小なく障害者控除の控除不足が生じます。

なお、Dは過去に障害者控除を受けたことはありません。

相続税法第19条の4第3項によれば控除不足額はその者の扶養義務者で同一相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者の相続税から控除できるとされています。

民法877条によれば直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務があるとされていますが相続人Cやその配偶者EもDの「扶養義務者」と

相続税法の 障害者控除額

してDの控除不足額を控除することができるのでしょうか。

A 仰る通り障害者の控除不足額がある場合

相続税法の19条の4第3項且つ相続税法施行令4の4の第3項で取り扱いが定められています。この場合の扶養義務者は配偶者並びに民法第877条の規定による直系血族及び兄弟姉妹並びに家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族をいうのが原則ですが（相続税法1の2第1項）三親等内の親族で生計を一にする者については、家庭裁判所の審判がない場合であっても扶養義務者に該当するものとして取り扱われています。（相基通1の2の1）お尋ねの場合のC及びEのほかにBから控除可能です。

控除額は話し合い若しくは各扶養義務者の未成年控除額の控除後の税額により按分して計算した金額によります。

正社員中心主義から 新規雇用増加策へ

従来の、中小企業を対象とする所得拡大促進税制、大企業を対象とする昇給・設備投資促進税制は、入退職者は少ない方がよいとする、雇用維持とベースアップを奨励する正社員中心主義的な制度でした。今年の税制改正では、この色合いを大きく変え、新規雇用促進を奨励する税制に様変わりしました。

中小企業向けの所得拡大促進税制では、既存の継続雇用者の給与の上昇という適用要件を放棄し、新規・既存を問わず、雇用者全体の給与等支給額を増やせとの制度になり、その増加率が1.5%以上の場合には雇用者給与等支給増加額の15%（2.5%以上増加で教育訓練費の対前年比も

10%以上増加なら25%）の税額控除が出来るとの制度になりました。既存従業員の雇用維持よりも、雇用全体を増やして、失業救済への社会貢献してくれる事を奨励しているわけです。なお、継続雇用者（当期・前期の両全期間で給与等の支給を受けた一定の国内雇用者）を選別して、給与の上昇率を計算する事務作業が不要になりました。

中小企業限定ではない、大企業・中堅企業向けの昇給・設備投資促進税制では、設備投資要件が廃止された上、新規雇用をどの程度増やしているかが適用要件になりました。国内事業所で新たに雇用した雇用保険被保険者に該当する者に1年以内に支給する

給与の額の対前年比の増加率2%以上の場合には、新規雇用者給与等支給額の15%（教育訓練費の対前年比が20%以上増なら20%）の税額控除が出来るとの制度になりました。

なお、新規雇用者給与等支給額には、新採用正社員のみならずパートやアルバイト、雇用保険非該当者の採用も含まれ、また、この額が雇用者給与等支給増加額を超える場合には、雇用者給与等支給増加額が控除率を乗ずる対象額の限度となります。

ちなみに、雇用調整助成金等及びこれに類するものの額については、増加割合での適用判定の場面での雇用者給与等支給増加額や新規雇用者給与等支給額の額の算定ではこれを考慮する必要はありませんが、税額控除額を計算する際の控除率を乗ずる場面では、これをそれぞれから控除する必要があります。

「吊橋を渡る夕立の濡らせしを 林火」
7月。暑さの中の涼感。吊橋もよし、夕立もよし。国税職員の定期異動が始まりますが、税務調査も皆無ではありません。業績の悪化で予定納税額を払えない場合は減額申請をすることが出来ます。二回分をまとめて申請する場合は7月15日、11月だけの場合は11月15日までです。小暑7日、大暑22日。



成功は決定的ではなく
失敗は致命的ではない。
大切なのは続ける勇気だ。

(ウインストン・チャーチル)

7月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○6月分源泉所得税の納付（特例適用者は1～6月分の半年分）	12日	○6月分個人住民税特別徴収分の納付
○所得税の予定納税額の減額申請	15日	○5月決算法人の確定申告
○所得税の予定納税額第1期分納付	8月2日	○11月決算法人の中間(予定)申告
○5月決算法人の確定申告	々	
○11月決算法人の中間(予定)申告	々	○固定資産税（都市計画税）の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。